



<p>4 補助の対象となる経費の範囲及び支給額</p> <p>(1) 学校給食費 支給対象者に係る児童生徒の学校給食に係る費用のうち委員会が認めるものの <u>1 / 2</u> 支給</p> <p>(2)から (4)まで (略)</p> <p>(5) 移動教室費及び修学旅行費 実費 (交通費、宿泊費、見学料、食費 (班別行動及び自由行動中の食費を除く。)) その他支給対象者が均等に負担する金額をいう。) の <u>1 / 2</u> 支給</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 校外活動費 (宿泊を伴わないものに限る。) 実費 (交通費、見学料その他支給対象者が均等に負担する金額をいう。) の <u>1 / 2</u> 支給</p> <p>(8) 校外活動費 (宿泊を伴うものに限る。) 実費 (交通費、宿泊料、見学料その他支給対象者が均等に負担する金額をいう。) の <u>1 / 2</u> 支給</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 体育実技用具費 体育の授業において使用する体育実技用具のうち、小学校にあってはスキー又はスケート、中学校にあってはスキー、スケート、柔道着又は</p>	<p>4 補助の対象となる経費の範囲及び支給額</p> <p>(1) 学校給食費 支給対象者に係る児童生徒の学校給食に係る費用のうち委員会が認めるものの <u>2 分の 1</u> 支給</p> <p>(2)から (4)まで (略)</p> <p>(5) 移動教室費及び修学旅行費 実費 (交通費、宿泊費、見学料、食費 (班別行動及び自由行動中の食費を除く。)) その他支給対象者が均等に負担する金額をいう。) の <u>2 分の 1</u> 支給。<u>ただし、50,000円を上限とする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 校外活動費 (宿泊を伴わないものに限る。) 実費 (交通費、見学料その他支給対象者が均等に負担する金額をいう。) の <u>2 分の 1</u> 支給</p> <p>(8) 校外活動費 (宿泊を伴うものに限る。) 実費 (交通費、宿泊料、見学料その他支給対象者が均等に負担する金額をいう。) の <u>2 分の 1</u> 支給</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 体育実技用具費 体育の授業において使用する体育実技用具のうち、小学校にあってはスキー又はスケート、中学校にあってはスキー、スケート、柔道着又は</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正及び ただし書の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---

<p>剣道の防具一式に要する経費として支給対象者が負担した金額のうち、委員会が必要と認めるものの <u>1 / 2</u> 支給</p> <p>※から※まで (略)</p>	<p>剣道の防具一式に要する経費として支給対象者が負担した金額のうち、委員会が必要と認めるものの <u>2 分の 1</u> 支給</p> <p>※から※まで (略)</p> <p>※ <u>(7)及び(8)の経費の支給額の合計は、50,000円を上限とする。</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>※の追加</p>
--	--	--------------------------

付 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。